二　第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合において、報告金融機関等の保有する情報のうち第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項（居住地国を除く。）に相当する事項として総務省令、財務省令で定めるものと異なることを示す新情報を取得したとき。

三　第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したときその他政令で定める場合

第十条の六第一項中「所在地」を「所在地及び」に改め、「第六項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、「次条第一項」を「第十条の八第一項」に、「及び当該」を「、当該」に、「及び第十条の八」を「、次条及び第十条の九」に改め、同条第二項第一号中「租税条約等の」を削り、「組合契約によつて成立する組合の特定組合員」を「前条第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る特定組合員等」に改める。

第十条の九を第十条の十とし、第十条の八を第十条の九とする。

第十条の七第一項中「場合又は」を「場合、」に改め、「第六項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「場合に」を「場合又は同条第六項の規定による要求をした場合に」に改め、同条を第十条の八とする。

第十条の六の次に次の一条を加える。

第十条の七　報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があつた場合の特例）

報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二条の規定を適用する。

2　報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合には、これらの行為があつたものとして、前二条の規定を適用する。

第十三条第四項第一号及び第二号中「第十条の八第一項」を「第十条の九第一項」に改め、同項第三号中「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、「記載」の下に「をし、若しくは特定行為（第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る記載」を加え、「同条第八項」を「第十条の五第九項」に、「事項」を「事項若しくは特定行為に係る事項」に、「同条第七項第八号イ」を「同条第八項第七号イ又はロ」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に、「その締結している同項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第八号」を「当該特定組合員等が同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるものの同項第七号」に改め、「同号イ」の下に「又はロ」を加え、同項第四号中「の事項」の下に「若しくは特定行為に係る事項」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第十一条第四項において準用する国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者

第十三条第五項中「前各項」の下に「（前項第五号を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十九条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第三号中「四十八年」を「五十年」に改める。

第八十二条中「四十九年」を「五十年」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二十条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「供されるものをいう。」の下に「第六条第七項及び」を加える。

第五条第一項中「除く」の下に「。次条第七項において同じ」を加え、同項ただし書中「の間」を削り、「同項第四十二号」を「同法第二条第一項第四十二号」に改め、同条第二項中「国外財産」を「前項に定めるもののほか、国外財産」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相続の開始の日の属する年（以下この項、次条及び第六条の二第二項において「相続開始年」という。）の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する相続人（遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者を含む。次条及び第六条の二第二項において同じ。）は、相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（次条第三項から第五項までにおいて「相続国外財産」という。）を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「国外財産を」とあるのは、「国外財産（次項に規定する相続国外財産（同項に規定する相続開始年に取得したものに限る。）を除く。）を」とする。

第六条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「に関し」を「又は国外財産に対する相続税に関し」に、「前条第一項の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）は、同法第六十五条又は第六十六条」を「次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これら」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がない場合（当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

二　提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がない場合（当該国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含むものとし、当該国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く。）

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国外財産調書とする。

一　前項の修正申告等が所得税に関するものである場合　当該修正申告等に係る年分の国外財産調書（当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなつた場合における当該国外財産にあつては、当該年分の前年分の国外財産調書）